



令和5年(確定)及び令和6年(7月末)の労働災害発生状況について

号別	業種別	秋田労働局(県内)		秋田署管内		秋田労働局(県内)					秋田署管内						
		令和5年		令和5年		令和5年		令和6年		前年増減	令和5年		令和6年		前年増減		
		(確定値)		(確定値)		1月~7月		1月~7月			1月~7月		1月~7月				
死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率		
	全業種合計	14	1,714	6	687	7	894	6	786	-108	-12.1%	2	329	2	216	-113	-34.3%
	うち新型コロナを除く	14	1,177	6	464	7	596	6	547	-49	-8.2%	2	235	2	189	-46	-19.6%
	うち新型コロナによる		537		223		298		239	-59	-19.8%		94		27	-67	-71.3%
1	製造業		225		68		121	1	108	-13	-10.7%		43		30	-13	-30.2%
2	鉱業 (鉱安法適用を除く)		4				2		5	3	150.0%				0	-	
3	建設業	5	221	2	71	3	107	4	88	-19	-17.8%	1	31	2	28	-3	-9.7%
	土木工事業	3	70	1	21	2	33	1	28	-5	-15.2%		10	1	4	-6	-60.0%
	建築工事業	2	122	1	37	1	56	3	50	-6	-10.7%	1	16	1	23	7	43.8%
	鉄骨・鉄筋家屋建築	1	16		2		10	1	11	1	10.0%		3	1	6	3	100.0%
	木造家屋建築		70		18		30	1	21	-9	-30.0%		7		4	-3	-42.9%
	その他の建設業		29		13		18		10	-8	-44.4%		5		1	-4	-80.0%
4	運輸交通業	2	105	1	53	1	66		44	-22	-33.3%		27		26	-1	-3.7%
5	貨物取扱業		1						1	1	-				1	1	-
6-2	林業	1	25		3	1	13		15	2	15.4%		1		4	3	300.0%
8	商業	1	205	1	95	1	104		97	-7	-6.7%	1	48		41	-7	-14.6%
13	保健衛生業	1	713	1	296		372		320	-52	-14.0%		126		50	-76	-60.3%
14	接客娯楽業	1	49		23		27		30	3	11.1%		14		11	-3	-21.4%
15	清掃・と畜業	1	59		35		29		24	-5	-17.2%		19		10	-9	-47.4%
	上記以外の事業	2	107	1	43	1	53	1	54	1	1.9%		20		15	-5	-25.0%

引き続き熱中症対策への取組をお願いします！

お盆を過ぎると太平洋高気圧の勢力が弱まり気温が下がる傾向がありますが、近年は厳しい暑さが続くこともあり、まだまだ熱中症対策が必要となります。

暑い日が続くと体は次第に暑さに慣れて(暑熱順化)暑さに強くなりますが、何日か気温が下がる日が続くとそれまでに暑熱順化した体も元に戻ってしまいます。

暑熱順化には個人差もありますが、数日から2週間程度かかるとも言われており、当署管内でもお盆休み明けに熱中症の疑いで病院に搬送される方が急増しました。

この先、天気予報を確認しながら、暑い日が予想される時はしっかりと熱中症対策をお願いします。なお、厚生労働省では**熱中症ガイド**を作成していますので教育用資料としてご活用ください。



職場における熱中症予防



9月は全国労働衛生週間の準備期間です

全国労働衛生週間(10月1日~7日)は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

今年のスローガンは「**推してます みんな笑顔の健康職場**」です。準備期間(9月1日~9月30日)に実施する事項は下記のとおりですので、全国労働衛生週間に向けて日常の労働衛生活動の総点検をお願いします。

過重労働による健康障害防止対策 職場におけるメンタルヘルス対策 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
 化学物質による健康障害防止対策 石綿による健康障害防止対策 職場の受動喫煙防止対策
 治療と仕事の両立支援対策 職場の熱中症予防対策の推進 女性の健康課題への取組
 テレワークでの労働者の作業環境、健康確保 小規模事業場における産業保健活動の充実

電子申請の原則義務化について

令和7年1月1日から労働者死傷病報告や定期健康診断結果報告など、労働安全衛生関係の一部の手續について電子申請が原則義務化となります。義務化の対象となる手續等については裏面のリーフレットをご覧ください。

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



ひとくらし、あらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署